

川崎市市民等の協力による路上違反広告物除却推進実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内に表示し、又は掲出された路上違反広告物について、行政と地域団体とが連携して除却活動を展開するため、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 路上違反広告物

市長の許可を受けずに、路上に表示し、又は掲出された「はり紙、はり札等及び立看板等」をいう。

(2) 協力団体

路上違反広告物の除却推進に協力を申し出た自治会、町内会等の地域団体をいう。

(路上違反広告物除却推進協力員の委嘱)

第3条 市長は、協力団体から推薦された者のうちから川崎市路上違反広告物除却推進協力員（以下「協力員」という。）を委嘱するものとする。

(協力員の任期等)

第4条 協力員の任期は、2年以内とする。ただし、更新は妨げない。

2 協力員は、無報酬のボランティアとする。

(除却活動の区域)

第5条 除却活動の区域は、主として協力員が属する地域団体の区域及び当該区域に接する周辺区域とする。

(除却対象広告物)

第6条 除却の対象とする広告物は、屋外広告物法（昭和24年法律第189号）、川崎市屋外広告物条例（昭和46年条例第77号）及び川崎市屋外広告物条例施行規則（昭和47年規則第80号）の規定に違反して路上に表示し、又は掲出された路上違反広告物とし、表示内容による恣意的な除却活動をしてはならない。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

この改正要綱は、平成15年4月1日から施行する。

この改正要綱は、平成17年4月1日から施行する。